

工業会JEASでは2023年11月16日（木）第3回科学保安講習会を四谷会場とオンラインにて開催しました。個人情報保護法に準拠した最先端科学保安警備を学び合いました。今後も**継続**します！

来賓あいさつ

個人情報保護委員会事務局 事務局
企画官 大星 光弘 様



個人情報保護委員会は、「犯罪予防や安全確保のための顔識別機能付きカメラシステムの利用について」(以下「本文書」といいます。)をHPで公表しています。詳細は下記のQRコードのウェブサイトをご覧ください。

本文書は、駅、空港等の不特定多数の者が出入りする大規模施設において、個人情報取扱事業者(主に民間事業者)が顔識別機能付きカメラシステムを導入・利用する際の留意する点等について、以下の3点を柱として整理をしています。

なお、本資料では、個人情報保護法は「法」、個人情報保護法第○条第○項第○号を「法○条○項○号」のように略します。

- ① 肖像権・プライバシーに関する留意点
- ② 個人情報保護法上の留意点
- ③ 事業者の自主的な取組として考えられる事項

https://www.ppc.go.jp/files/pdf/230616_camera_utilize_leaflet.pdf

